

所沢市公共工事現場代理人の常駐規定の緩和について

1 常駐規定を緩和できる場合

所沢市建設工事請負契約約款第10条に基づく現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、現場への常駐を義務付けているが、次の(1)又は(2)に該当する工事については、発注者との連絡体制を確保した上でこの規定を緩和できるものとする。

ただし、所沢市建設工事低入札価格取扱要綱で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事及び建設業法(以下「法」という。)第26条第3項第2号に該当する工事を除く。

(1) 実質的に現場が稼働していない期間(常駐を要しない期間)

次のいずれかに該当する期間は、常駐規定を緩和する。

- ア 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)
- イ 完成又は完了検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間(なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間(検査日を含む)も常駐を要しない。)
- ウ 工事を全面的に一時中止している期間
- エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(2) 一定の条件を満たす工事(常駐を緩和する工事)

次のいずれかに該当する工事については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

- ア 主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)を専任で配置する必要のない工事(法第26条第3項に該当しない工事)
 - ただし、イ又はウにより監理技術者等の兼務が認められた工事と兼務する工事は、イ又はウの工事とみなす。
- イ 主任技術者を専任で配置しなければならない工事(法第26条第3項に該当する工事)であるが、「所沢市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」3(1)から(3)の要件により主任技術者の兼務が認められた工事
- ウ 監理技術者等を専任で配置しなければならない工事(法第26条第3項に該当する工事)であるが、「所沢市専任特例監理技術者等の配置に関する要領」第5条の要件により、監理技術者等の兼務が認められた工事

2 現場代理人が兼務できる場合

常駐規定の緩和に伴い、他の工事の現場代理人との兼務が可能となるが、現場代理人が兼務できる場合は、次の（１）から（３）を全て満たす場合とする。

ただし、１（２）イ及びウについては、同一の監理技術者等が兼務している工事において兼務する場合に限る。

（１）兼務できる工事の数について

現場代理人として配置される工事のほか、監理技術者等又は連絡員として配置される工事の件数を含めて、２件までとする。

（２）兼務できる工事の現場間の距離等について

以下のとおりとする。

ア 「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わない。

イ 「常駐を緩和する工事」同士の兼務については、両工事が所沢市内で行われること。

（３）兼務できる工事について

国又は地方公共団体が発注する工事（ただし、他の工事の発注者が所沢市（上下水道局、市民医療センターを含む）以外の場合は、所沢市発注の工事の現場代理人と兼務することについて、他の工事の発注者の承諾が得られている場合に限る。）

3 入札公告等への明示

（１）常駐規定を緩和する期間の明示

「常駐を要しない期間」については、契約締結後、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により、具体的な期間を明示するものとする。

また、あらかじめその期間が明らかな場合は、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）にその旨を明示することとする。

（２）常駐規定の緩和を認めるか否かの明示

１（２）により常駐規定を緩和する場合、又は常駐規定を緩和しない場合は、入札公告等にその旨を明示することとする。

入札公告等に明示しなかった場合でも、受注者から工事担当課へ「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」が提出された場合は、常駐規定を緩和する工事か否かを判断し、速やかに受注者に回答しなければならない。

4 兼務する場合の手続き

現場代理人が配置される工事の受注者は、「現場代理人の兼務届」を２部作成し、必要な

資料（兼務可能であることが確認できる書類として入札公告、指名通知書又は現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書等）を添付してそれぞれの工事を所管する発注者へ届け出るものとする。発注者は2の要件を満たすことを確認する。

5 現場代理人と監理技術者等の兼務について

(1) 同一工事について

現場代理人は同一工事の監理技術者等を兼務することができる。（契約約款の記載のとおり）

兼務する場合、受注者は、現場代理人等通知書を発注者に提出することとする。

(2) 他の工事について

1及び3の規定に基づき、常駐規定が緩和された工事の現場代理人が他の工事の監理技術者等を兼務することができる場合は、次のア又イのとおりとする。

兼務できる工事の数は2（1）のとおりとする。

兼務する場合、現場代理人が配置される工事の受注者は、「現場代理人の兼務届」により必要な資料を添付して発注者に届け出ることとし、発注者は要件を満たすことを確認することとする。

他の工事の発注者が所沢市以外の場合は、受注者から他の工事の発注者に、所沢市発注の工事の現場代理人との兼務の可否を確認することとする。

ア 1（2）アに示す工事の現場代理人と1（2）アに示す監理技術者等が兼務する場合、又は1（2）イに示す工事で、同一の主任技術者が兼務している工事で兼務する場合。なお、兼務できる工事等の現場間の距離等は、2（2）イと同様とする。

イ 1（2）ウに示す工事で、同一の監理技術者等が兼務している工事で兼務する場合。なお、兼務できる工事等の現場間の距離等は、2（2）イと同様とする。

6 現場代理人と連絡員の兼務について

(1) 同一工事について

現場代理人は同一工事の連絡員を兼務することができるものとする。ただし、現場代理人と監理技術者等が兼務している場合は兼務できない。

兼務する場合の手続きは要しないこととする。

(2) 他の工事について

1及び3の規定に基づき、常駐規定が緩和された工事の現場代理人が、他の工事の連絡員を兼務することができる場合は、次のア又はイのとおりとする。ただし、他の工事の連絡員と監理技術者等が同一となる場合は兼務できない。

兼務できる工事の数は2（1）のとおりとする。

兼務する場合、現場代理人が配置される工事の受注者は、「現場代理人の兼務届」により必要な資料を添付して発注者に届け出ることとし、発注者は要件を満たすことを確認することとする。

他の工事の発注者が所沢市以外の場合は、受注者から他の工事の発注者に、所沢市発

注の工事の現場代理人との兼務の可否を確認することとする。

ア 1 (2) アに示す工事の現場代理人と連絡員が兼務する場合。なお、兼務できる工事の現場間の距離等は、2 (2) イと同様とする。

イ 1 (2) ウに示す工事で、同一の監理技術者等が兼務している工事で兼務する場合。なお、兼務できる工事の現場間の距離等は、2 (2) イと同様とする。

附 則

- 1 令和7年2月1日から適用する。
- 2 令和7年1月31日以前に公告等をした工事等については、従前のおりとする。ただし、発注者が認めた場合は適用できるものとする。